

第 4 回

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会

会 議 録

(平成15年12月26日)

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会

第4回 函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会会議録

1. と き 平成15年12月26日(金曜日) 14:00～16:27

2. ところ 花びしホテル

3. 出席者

(1) 会長 函館市長 井上博司

(2) 副会長 戸井町長 吉澤慶昭 恵山町長 工藤篤
椴法華村長 船木英秀 南茅部町長 飯田満

(3) 出席委員 (35名)

(函館市)

西尾正範
岩谷正信
小野沢猛史
泉清治
佐藤幸太郎
山鼻節郎

(戸井町)

伊藤修
吉田崇仁
境樹弥
吉田悦也
砂子賢己
館山澄子

(恵山町)

石田徹也
斉藤明男
依田邦男
二木進
藤原靖孝
斉藤賢三

(椴法華村)

大津廣
田中孝司
中市敏樹
佐々木孫一
佐々木正俊
佐々木範子

(南茅部町)

細井徹
杉林幸弘
樋口廣文
鎌田光夫
関根弘
熊谷儀一

(共通委員)

星井英人
長野章

河合裕秋
金山正智

小川常明
渡部正一郎

4 . 説明員

函館市・戸井町・恵山町・榎法華村・南茅部町合併協議会事務局

事 務 局 長 近 江 茂 樹

函館市農林水産部長 三佐川 稔

函館市保健所長 石 井 敏 明

会議に付した事件

(協議事項)

- 協議第 1 号 使用料・手数料等の取扱いについて
 - 協議第 2 号 貸付金の取扱いについて
 - 協議第 3 号 保健事業の取扱いについて
 - 協議第 4 号 農林水産関係事業の取扱いについて
 - 協議第 5 号 建設関係事業の取扱いについて
 - 協議第 6 号 町字名の取扱いについて(継続協議)
 - 協議第 7 号 慣行の取扱いについて(継続協議)
 - 協議第 8 号 福祉事業の取扱いについて(継続協議)
 - 協議第 9 号 国民健康保険事業の取扱いについて(継続協議)
 - 協議第 10 号 水道事業の取扱いについて(継続協議)
 - 協議第 11 号 5市町村建設計画(継続協議)
-

午後2時00分 開 会

川越課長 本日はご多用のところをご出席をいただき、まことにありがとうございます。若干定刻前ではございますが、始めさせていただきますと存じます。まず、開会に当たりまして、本協議会の会長よりごあいさつをいただきたいと存じます。井上会長、よろしく願いいたします。

井上会長 それでは、第4回の法定協議会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

今日は12月の26日と、本当に差し迫った日でございます。大変お忙しい中、しかも今日はまた異常とも思えるような天候になりまして、そういった状況の中でご出席をいただきまして、まことにありがとうございました。

私から申し上げるまでもございませんが、連日のごとくこの合併問題、道内の状況等を含めて報道されておりまして、中にはなかなかスムーズにいかない、そういった地域もあるようでございますが、私どもの方、おかげさまで今日4回目でございますけれども、順調に協議が進められてきているというふうに変化しており、感謝を申し上げたいと存じます。

今日の項目も含めて協議が終わりますれば、3分の2くらいの協議が完了することになります。年が明けてからもまた精力的にご協議をいただくということになりますが、私の感じでは順調に協議が整っておりますから、予定どおり合併が実現することは間違

いないものというふうに確信をいたしているところでございます。

そういった意味で、あともう少し協議が必要でございますが、引き続き来年もまたよろしくお願いを申し上げまして、大変簡単でございますが、開会に先立ってのごあいさつとさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

川越課長 会長どうもありがとうございました。

それでは、これからの進行につきましては、協議会規約第9条第2項の規定により、井上会長をお願いしたいと存じます。

井上会長、よろしくお願いをいたします。

井上会長 それでは、早速議事に入らせていただきますが、最初に、会議録署名委員の選任についてでございます。本日の署名委員は榎法華村議会議長の田中委員をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、早速本日の協議事項に入りたいと思います。

協議第1号 使用料・手数料等の取扱いについて、これをお諮りをいたします。事務局から説明をお願いいたします。

はい、事務局、どうぞ。

近江事務局長 それでは、協議第1号 使用料・手数料等の取扱いにつきまして、ご説明を申し上げたいと思います。まず調整方針案を読み上げさせていただきます。

1、使用料・手数料の取扱い。

(1) 公共施設使用料については、現行のとおりとする。

(2) その他の使用料については、函館市の制度に統一する。

ただし、港湾使用料のうち、けい船料、港湾施設用地使用料については、現行のとおりとする。

また、行政財産使用料については、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から段階的に調整し統一する。

(3) 手数料については、函館市の制度に統一する。

2、減免制度等については、それぞれの地域特性や経緯を踏まえ、現行のとおりとする。としてございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

まず、使用料・手数料の部分で、公共施設にかかわっての部分でございます。

下の四角い括弧の部分で、主な公共施設につきまして記載をいたしております。

まず、住民・福祉施設関係は児童館から函館市女性センターまで8種類ございます。それぞれ市、あるいは町村にもいろいろな施設がございますので、括弧書きで町村にある部分につきましては記載をさせていただいております。

また、社会教育・スポーツ施設、こちらにつきましては公民館から南茅部町のスポーツセンターまで26種類記載をさせていただいております。

その他の施設として、函館市勤労者総合福祉センターから、南かやべ健康村（ホテルひろめ荘、町民保養センター）までの15種類でございますが、こちらにつきましては建設の年数、あるいは設置目的等、それぞれ異なっておりますので、現行のと通りの料金体系とするということでお示しをしております。

次ページをお開き願いたいと思います。

(2)のその他の使用料でございますが、ここは大きく五つの区分にしております。

まず、第1は函館市の制度に統一をするものということで、こちらにつきましては火葬場の使用料から日本スポーツ振興センター保護者負担金までの四つの制度を函館市の制度に統一するというので、載せてございます。

それから、2番目は市の独自の制度で、函館市の制度を適用するものということで、道路の占用料につきまして、こちらの方に載せてございます。

それから、三つ目につきましては、函館市独自の制度で、現行の制度を継続するものということで、都市公園占用料から下水道使用料まで、これは五つの使用料につきまして載せてございます。

また4番目、制度内容が異なるもので、現行の制度を継続するものということで、先ほども読み上げましたが、けい船料と港湾施設用地使用料でございます。

それから、制度内容が異なるもので、段階的に調整し統一をするものということで、こちらにつきましては行政財産の使用料が該当となっております。

また、次ページをお開き願いたいと思います。

3番目の手数料でございます。こちらにつきましては市の制度に統一をするということございまして、その区分で申しますと、まず一番上が5市町村同制度のものということで、保健所手数料から埋立免許料に至るまで、これは法律に基づくもの、あるいは道条例に基づいたものがございますので、これは同制度ということで五つほど載せさせていただいております。

それから2番目に、制度内容が異なるもので、函館市の制度に統一をするものということで、戸籍等の手数料から鳥獣飼養登録票交付等手数料に至るまで、六つの手数料を載せさせていただいております。

それから3番目に、函館市独自の制度で、市の制度を適用するものということで、衛生試験所手数料がございます。

それから4番目に、函館市独自の制度で、現行の制度を継続するものということで、こちらにつきましては墓園手数料、それから臨時運行許可手数料でございます。

続きまして、次ページをお開き願いたいと思います。

2番目の減免制度等につきましてですが、こちらにつきましても現行のとおりとするという部分ですが、なお書きで、函館市の障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に

関する条例に規定する対象施設に町村の施設を新たに加えるということとしてございます。

下の四角の方をごらんいただきたいと思いますが、現在市の障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例の内訳の内容でございますが、障害者の方は無料、それから高齢者、65歳以上の方は2分の1の額が減免となっております。

以下、真ん中に特例対象施設ということで、函館市勤労者総合福祉センターから函館市民体育館まで、これ13施設ございます。

さらに、町村の施設で、新たに加わるものとしたしましては、恵山町のシーサイドパークゴルフ場から南茅部町のふるさと文化公園町民プールということで、合わせまして16の施設がこの制度の適用になります。

まだこのほかにも施設等たくさんございますが、既に無料化ということで使われているものもあるので、それらにつきましては割愛をさせていただいております。

それから、次ページ以降につきましては、現在のいろいろな施設の現況ということで、1ページから20ページまでにわたって資料をお手元に配付をさせていただいております。

主なものだけ申し上げていきたいと思いますが、まず1ページ目の下から3番目の住民集会所というところで、こちらにつきましては数が非常に多いものですから、また別紙の11ページの方にそれぞれの4町村の集会所の施設を記載をさせていただいております。

以下、2ページ、3ページも同様でございますので、5ページをごらんいただきたいと思っております。

その他の施設ということで、下から2番目に墓地がございます。こちらにつきましては、現行のとおりとするという方針でご提案を申し上げておりますが、墓地の使用料につきましては、恵山町が記載のとおり無料となっておりますが、それ以外の4町村につきましては記載の金額になってございます。こちらにつきましてもそれぞれ現行のとおりということで、進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

さらに、6ページをお開き願いたいと思っております。

6ページの一番上でございますが、パークゴルフ場、こちらにつきましては現在函館市、それから恵山町がございます。恵山町につきましては町内、町外の利用者につきましては料金の格差がございますが、こちらにつきましては合併後は同じ函館市民ということで、現在の恵山町の料金をそのまま適用されるということで、函館市民が利用するときには、非常にメリットが出てくるのかなというふうに思っております。

次に、7ページをお開き願いたいと思っております。

7ページにつきましては、まず上の欄でございますが、制度内容が異なるもので、函館市の制度に統一をするものということで、一番上に火葬場の使用料がございます。現在函館市が1万4,000円、戸井町1万円、恵山町1万円、椴法華村1万5,000円、南茅部町1万円ということで、それぞれこの使用料の金額違いがございますが、こちらにつ

きまして函館市の制度に統一をしたいということで、現在市の1万4,000円に統一をするという形でご提案を申し上げているところでございます。

それから、真ん中の大きな四角でございますが、函館市独自の制度で、函館市の制度を適用するものということで、道路の占用料がございます。こちらにつきましては現在函館市だけが適用しておりますが、こちらにつきましては一応4町村合併後は同じく適用したいということで、主なものとしては電柱、あるいはガス管、あるいは看板等がこの中に含まれてまいります。これは4町村について申し上げますと、新たに出てくる部分ということでご認識をいただければと思います。

以下、9ページをご覧くださいと思います。

9ページにつきましては、まず上の同制度、5つの手数料がございますが、こちらはほとんど適用が同じということで、そのまま同制度を適用するという形で考えてございます。

それから、真ん中の制度内容が異なるもので、市の制度に統一をするもの。一番上に戸籍等の手数料、それから税務証明手数料、現況証明手数料とございますが、戸籍、税務につきましては、ほとんど取扱い5市町村とも同じでございますが、そのまま市の制度に移行しても構わないという形で考えてございます。

現況証明の手数料につきましては、函館市が1筆1,000円ということになっておりますが、4町村につきましてはそれぞれ無料のところ、あるいは300円から800円という、そういう手数料になってございますが、こちら1,000円に合わせていきたいというふうに考えてございます。

以上、主なものにつきましてご説明を申し上げます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

以上でございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま、使用料・手数料等の取扱いについてお諮りをいたしました。膨大な資料がございますから、なかなか大変だと思いますけれども、まずはご意見・ご質問がございましたら、どうぞ遠慮なくご発言お願いしたいと思います。

どなたかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 特にないようですが、細かい項目になると疑問も出るのかなと思いますが、特になければ、これで決めさせていただきたいと思っておりますけれども。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 よろしゅうございますか。ご異議がないというふうに受けとめましたので、この今日の協議事項の1号、協議項目第17号 使用料・手数料については、原案のとおり、決定をさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、次は協議の第2号 貸付金の取扱いについて、これをお諮りをいたします。

はい、事務局から説明をお願いします。

近江事務局長 それでは、協議第2号 貸付金の取扱いにつきまして、ご説明をいたします。

まず、調整方針案を読み上げさせていただきます。

5市町村が実施している各種貸付金制度については、それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら、統合・再編などを行い、貸付金制度の充実に努めるものとする。としてございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

まず、貸付金、大きくは四つの区分に分類をさせていただいております。具体的な調整方針につきましては、ただいま読み上げたとおりでございます。

1番目の制度内容が異なるものなどで、函館市の制度に統一をするものということで、二つほどございます。一つは入学準備金貸付金、それから奨学資金貸付金、後ほどこの部分また再度ご説明をさせていただきたいと思います。

それから、2番目として、函館市独自の制度で、函館市の制度を適用するものということで、これは応急生活資金貸付金から、いきいき住まい建設改修資金貸付金まで四つほどございます。こちらにつきましては4町村で現在適用がされていないものですので、拡大されるということでご認識をいただければと思います。

それから、3番目として貸付条件で対象区域が限定されているため、現行のとおりとするものということで、こちらにつきましては、景観形成貸付金、それから水洗便所改造等資金貸付金、排水設備設置資金貸付金というこの三つがございます。

それから4番目として、町村独自の制度で、見直しにより廃止するものということで三つほど挙げてございます。まず一つは南茅部町で現在実施しております看護職員養成修学資金貸付金、それから椴法華村の保健師養成修学資金貸付金、さらに戸井町、椴法華村で実施をいたしております医師招聘貸付金ということで、この3貸付金につきましては、一応廃止をしたいということで考えてございます。

以下、資料をまたご覧いただきたいと思います。資料の1ページをお開き願いたいと思います。

まず、市の制度に統一をするものということで、入学準備貸付金と奨学資金貸付金がございます。1点目の入学準備貸付金につきましては、現在函館市、戸井町が制度を有してございますが、以下3町村につきましてはこの制度がございません。こちらにつきましては函館市に統一をしたいということで、ご提案を申し上げます。

ただし、若干この金額が専修学校と高等専門学校につきましては、現在の戸井町さんが20万円以内ということですが、函館市で申しますと15万円、10万円ということで、金額が低くなるという部分がございますが、こちらにつきましては3町は新たに制度が適用されるという形も踏まえまして、現在の函館市の制度に統一をしたいということで、ご提案を申し上げます。

それから、奨学資金貸付金、こちらにつきましては榎法華村を除く3町もそれぞれ制度を有してございますが、こちらにつきましても函館市の制度に統一をしたいということで、金額をちょっと比較していただきたく存じますが、押しなべて函館市の方が低い形になってございますが、こちらにつきましても一応函館市の制度で統一をした中で適用していきたいというふうに考えてございます。

ただし、現在既に町村におきまして、この制度を適用されている対象者につきましては、既得権ということで現在のこの基準を進めていくということで、新規に出た場合につきまして、函館市の制度ということのご認識をいただければというふうに考えてございます。

それから、次ページをお開き願いたいと思います。

一番上は市独自の制度で、函館市の制度を適用するものということで、こちらは応急生活資金貸付金から、いきいき住まい建設改修資金貸付金まで四つの貸付金の制度がございりますが、こちらは現在函館市がこういう制度を設けておりまして、4町村はご覧のとおりこの制度がございません。こちらにつきましてはすべて拡大をしていくということで、ご認識をいただければと思います。

3ページをお開き願いたいと思います。

3ページは貸付条件で対象区域が限定されるために、現行のとおりとするということで、こちらにつきましては三つの貸付金でございますが、景観形成貸付金、こちらにつきましては都市景観形成地域内に限定をしているということで、対象区域が限定されてございます。

また、水洗便所改造等資金貸付金ならびに排水設備設置資金貸付金、こちらにつきましても下水道法に基づく処理区域内ということを対象としてございますので、一応対象区域が限定されているということで、ご認識をいただければと思います。

それから、真ん中から下の町村独自の制度で、見直しにより廃止するものということで、まず1点目の看護職員養成修学資金貸付金、こちらにつきましては現在南茅部町でこの制度を有してございますが、実績がないということも踏まえまして、部会の中ではこれは廃止しても構わないのではないかとということのご提案でございます。

同じく、保健師養成修学資金貸付金、こちらにつきましては榎法華村でこの制度を有してございますが、こちらも現在貸し付けの実績がないということで、廃止しても構わないということでの部会での議論でございました。

それから、一番最後、3番目になりますけれども医師招聘貸付金、こちらにつきましては戸井町と榎法華村で制度を有してございます。戸井町につきましては現在この貸し付けの実績はないということになってございます。また榎法華村につきましては現在この適用をしているところでございますけれども、平成18年度でこの貸付金が終了する見込みということでございますので、医師の招聘貸付金につきましても、合わせて併に併いまして廃止をしたいということのご提案でございます。

以上、貸付金等につきましてのご説明を申し上げましたので、よろしくご協議をいただきたいと思います。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かご質問・ご意見ございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

どうぞ、遠慮なくご発言をお願いしたいと思います。

傍聴席の方、大変恐縮ですが、今こちらで委員の方にお諮りをしていますので、ちょっとご遠慮をいただきたいと思います。

委員の方、特によろしゅうございますか。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 はい、それでは、原案のとおり決定をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございます。

それでは、協議第2号、協議項目第19号、原案のとおり決定をさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、続きまして、協議の第3号で協議項目第23号 保健事業の取扱いについてをお諮りをいたします。事務局から説明をお願いいたします。

はい、どうぞ。

近江事務局長 それでは、協議第3号 保健事業の取扱いについて、ご説明を申し上げたいと思います。資料の方をお開き願いたいと思います。

まず、調整方針でございます。

- 1、健康診査事業、検診事業、予防接種事業については、函館市の制度に統一する。
- 2、その他の保健事業については、それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら、統合・再編などを行い、保健事業の充実に努めるものとする。としてございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

まず1番目、健康診査事業でございます。制度の具体的な内容を読み上げさせていただきます。

健康診査事業については、函館市の制度に統一する。ただし、実施場所および基本健康診査の対象者については、当分の間、現行のとおりとする。としてございます。

下の方の資料、健康診査事業につきましては、基本健康診査から、一番下の乳幼児歯科健康診査まで6事業でございます。

基本的には函館市の制度に統一をいたしますが、まず一番上の基本健康診査の欄をご覧くださいと思います。この中で実施に当たりまして、まず対象者でございますが、函館市は40歳以上となっております。戸井町以下は20歳以上ということで、ここは年齢の差がございます。こちらにつきましては当分の間現行のとおりとする。

また、実施場所等につきましても、函館市は総合保健センターを中心に、月曜日から金曜日までという形ですが、4町村につきましてはそれぞれ月あるいは期間を決めそれぞれ

の地区の会館等を利用しながら実施をしているという状況でございます、こちらにつきましても合併時すべて函館の総合保健センターでこういう診査を実施するというのはなかなか難しいということで、対象者と実施場所につきましては、現在それぞれ町村で行っている年齢、あるいは場所について、引き続き行っていくということでの提案の内容でございます。

以下、女性健康診査、あるいは健康づくり健診につきましては、こちらは函館市が現在実施をいたしておりますが、4町村につきましてはこの実績がございません。こちらにつきましても新たに4町村につきましては対象となっております。

それから、4番目の妊婦健康診査ですが、こちらは受診回数が函館市と楸法華村が2回、それから戸井町、恵山町、南茅部町は1回ということですが、こちらにつきましては受診回数は2回になるということで、ご認識をいただければと思います。

また、その下の乳幼児健康診査につきましては、函館市の対象につきましては、1歳未満は4カ月児、10カ月児ということで2回でございますが、4町村につきましては3回から4回という、そういう実施の回数になってございますが、こちらにつきましては、函館市の10カ月児までの部分で2回ということで、統一をさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから、一番下の乳幼児歯科健康診査でございますが、こちらにつきましては対象者が1歳から就学前まで、これが函館市の現在の制度ですが、これに該当いたしますのは、楸法華村さんが就学前まで、あるいは恵山町は6カ月からということですが、戸井町、南茅部町につきましては、それぞれ1歳から4歳、1歳5カ月から2歳4カ月までが就学前までということで、対象者の範囲が広がってまいります。

以下、個人負担の額につきましては、若干無料のところ、例えばフッ素塗布の部分でいきますと570円ということで金額的に上がる町村と、逆に恵山町は800円が下がるという形でございますが、多少この金額、個人負担につきましては上がる部分、下がる部分が出てまいります。

次ページをお開き願いたいと思います。

2番目は検診事業でございます。調整の具体的な内容につきまして読み上げさせていただきます。

検診事業については、函館市の制度に統一する。ただし、実施場所については、当分の間、現行のとおりとする。としてございます。

がん検診事業につきましては、胃がんから一番下の肝がんまで七つの検診事業がございます。こちらにつきましても函館市の制度に統一をするということで、胃がん、一番上の欄でございますが、対象者、函館市は35歳以上となっておりますが、4町村におきましては20歳以上、30歳以上、40歳以上ということで、ここは一応函館市の35歳以上に統一をするという形で考えてございます。

ただし、実施場所等につきましては、それぞれ4町村の現在実施している地区も含めま

して、当分の間は現在の実施時期あるいは場所を継続していくということで考えてございます。

以下、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん等についても、同様の考え方でお示しをさせていただきます。

それから、下から2番目の前立腺がんにつきましては、現在榎法華村さんで実施をいたしておりますが、こちらにつきましては函館市に合わせるということで、ここの部分はなくなるということで、ご認識をいただければと思います。

それから、一番下の肝がんにつきましても、対象者あるいは個人負担等につきまして、それぞれ函館市と個人負担につきましては、南茅部町さんが6,000円ということで、それ以外は3,000円ですが、これも6,000円に合わせるということで考えてございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

その他の主な検診等の事業ということで、肝炎ウイルス検査から人間ドックまで、五つの事業を載せさせていただきます。こちらにつきましても実施場所、それぞれ記載のとおりでございます。こちらにつきましても現行の形で進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

エキノコックス症検査につきましては、個人負担額をご覧いただきたいと思いますが、函館市の制度は無料となっております。恵山町さんが一部有料の部分がございますので、こちら辺はすべて無料という形になるかと思っております。

それから、骨粗しょう症検診につきましては、現在実施しているのは函館市、それから榎法華村、南茅部町になってございますが、戸井町、恵山町につきましては新たにここの部分が拡大するというので、ご認識をいただければと思います。

それから、下から二つ目の脳ドック検診でございます。こちらにつきましては、現在恵山町で脳ドック検診を実施してございますが、一応市の制度の中ではこちらにつきましては廃止をしていく。

同じく、人間ドックにつきましては、現在南茅部町さんで実施をされてございますが、こちらにつきましても廃止をするということですが、ただしこの脳ドック検診、あるいは人間ドックにつきましては、市の国保事業の中で実施をいたしてございますので、これらの制度は保健事業中ではなくなりますが、国保事業中ではこういう検診につきましては、引き続き実施されていくということをご認識いただければと思います。

それでは、次ページをお開き願いたいと思います。

3番目の予防接種事業でございます。具体的な内容につきまして読み上げさせていただきます。

予防接種事業については、函館市の制度に統一する。ただし、実施場所については、当分の間、現行のとおりとする。ということで、ポリオから一番下の高齢者のインフルエンザまで七つの事業を載せさせていただきます。

このうちポリオから下から2番目のBCGの接種までは法定の制度に基づきまして、実施をしている接種事業でございます、これらにつきましては5市町村ともすべて同じ取扱いの中で実施をいたしております。

一番下の高齢者のインフルエンザにつきましては、函館市の個人負担額が1,000円となっております。以下、戸井町、恵山町、南茅部町も同じく1,000円でございますが、椴法華村につきましては1,000円から2,000円ということで、こちらにつきましては1,000円になるということで、多少個人負担額は安くなるということで、ご認識いただければと思います。

それから、さらに次ページをお開き願いたいと思います。

その他の保健事業ということで、こちらにつきましても具体的な内容につきまして、読み上げさせていただきます。

各種保健事業については、それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら、統合・再編などの調整を行い、保健事業の充実に努めるものとするということで、母子保健から一番下の地域健康づくりまで、大きくは九つの事業がございます。

それぞれの町村で諸々のこういう形態の中で実施をいたしてございますが、これは合併前に整理できるものは整理をする。また合併後に改めて統合・再編等を行っていく事業ということで記載をさせていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

以上が保健にかかわります調整方針案でございますので、よろしくご協議を願いたいと思います。

以上でございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま、保健事業の取扱いについて説明をいたしました、これもちょっと資料がたくさんついてますし、ちょっと見にくいところも、字が小さいところもありますが、お許しいたいて、全体に何かご質問・ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

特にないようですが、飯田町長からちょっと発言がありますので。

飯田副会長 人間ドック、私もこういう機会に今までの制度を見直しをするということも、これ大事だと思っています。

そういう意味では、廃止をするという案ですが、制度ができた経過や町民の利便性というものも一方ではあるものですので、この方向で私はよいと思っておりますが、いま一度時間を貸していただいて、町民に経過等を説明をし、それから国保で行うという場合、他の市町村がそれがどうなるのかということももうちょっと検討をしてみたい事項もあるものですので、できれば継続という形をとっていただければなど、こう思っていました。

以上です。

井上会長 資料の3枚目のその他主な検診事業の一番下、人間ドックというのがありまして、南茅部町さんだけが実施をしておりますが、これについて、もう少し熟度を深め

たいと、こういうご発言でございますが、それ以外も含めて、どなたかご発言ありますか。
岩谷委員。

岩谷委員 2点ありますけれども、この検診、予防接種事業について、実施場所、基本健康診査の対象者について、当分の間、現行のとおりと、こうなっているものですから、この当分の間というのは、どの程度のことを考えているのか、またそれともう一つは今4町村のこの保健事業については渡島保健所が担当をされているわけですね。これを今度函館市立保健所が担当することになると思いますが、この関係について、どの程度4町村の保健事業に対応するために人員というのか、あるいは予算措置だとかを含めてされているのかちょっと定かではありませんが、これが基本的に市立保健所が担当するということになると、その部分の人の配置とこの予算措置が基本的にこれは何らかの措置がされるというふうに考えていいのか、あるいは改めてこれから協議会として道の方に要請をする事項になるということになるのでしょうか。この辺ちょっと確認をしたいと思います。

井上会長 それでは、ちょっと二つ目は難しいご質問ですが、はい、事務局。

近江事務局長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、調整方針案の中で、当分の間ということで、どれくらいの期間を想定されているのかということのお尋ねでございます。

今までの住民負担にかかわる部分での表現の中で、当分の間というのは、一応5年程度ということでお示しをさせていただいておりますが、この保健事業につきましては、かなり種類も多くて、また当分の間の中の幅もこの5年以内に実施といいますか、統合・再編できるもの、あるいはその5年を経過しても、まだ当分の間の部分の中での対応ということが出てくるかというふうに思っております。

最終的にいろんな事業、検診事業、それから予防接種事業を含めまして、さらにこの事務的な詰めをした中で、極力、統合・再編できるものにつきましては5年ということではなくて、2年ないし3年の中でもやっていけるものは進めていきたいというふうに考えてございますので、一律5年というような形での対応での表現ということではないということと、ご認識いただければと思います。

石井保健所長 それで、2点目の渡島保健所から市立函館保健所へ移管されるというか、所管が変わるということに関わってのご質問でございますけれども、ただいまご提案申し上げました健康診査事業ならびに予防接種事業につきましては、これは原則的に市町村業務ということになっておりますから、4町村におかれましても、これまでも町、村の事業として実施されてきたものでございます。そういう意味では、そういった影響はほとんどないものというふうに考えてございます。

それから、人の配置については、ただいま会長からもつぶやきございましたけれども、甚だ難しい問題であります。現在もこの事業に関わっての各町村での実施からいいますと、現状では十分そういった専門職も含めて職員が配置されて、実施されているということとでございますが、統合された後のことにつきましては、今後いろいろと考えられていく

ものだろうというふうに残っております。

以上でございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

今お答えしたのは市の保健所長でございます。

はい、岩谷委員。

岩谷委員 2点目の答弁というか、ご説明という、はっきりしないわけですが、前段の方のこの5年をめぐって当分の間といっても、なかなか難しいのではないかと。かなりの事業ですから、これは住民の方の健康や母子だとか、そういう方々がこれが実施場所が市内だということは極めて難しいのではないかと、だとすれば、それぞれの4町村の保健所の担当者それぞれが出かけてやるということにならざるを得ないのではないかなということもありまして、そういった場合にこの合併に伴ってそういうことが新たに必要となるわけですから、今渡島保健所さんの方、道の方でどの程度、どういう人が配置されて、どういう担当しているのかというのは定かでないものですが、基本的には100%とはいえないけれども、そういう対応といいますか、道にやっぱり配慮を求めているので、この4町村の方の実施場所が全部函館に来いということはこれは酷な話だというふうに思うものですから、そのための人員なり予算措置が伴うわけですから、道の方にこれはご検討をお願いをした方がいいのではないかなというふうに思うわけですので、よろしくお願ひしたいと思います。

井上会長 はい、ありがとうございます。

その他、ご発言ございますか。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 特にないようですから、ただいまの岩谷委員のご発言、それから前段の飯田町長のご発言もございましたので、この保健事業については、原案どおりほぼ皆さんよろしいと思うのですが、今日は決めないで次回以降決定という方向で整理をさせていただきたいと思いますが、継続ということで整理をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 特にご異議がないようですので、保健事業につきましては、継続というふうにさせていただきます。

なお、岩谷委員のご発言の趣旨、再度事務局を含めて検討してまいりたいと、こう考えております。

それでは、次に協議の第4号で、協議項目第28号 農林水産関係事業の取扱いについてをお諮りをいたします。

はい、事務局、説明をお願いします。

近江事務局長 それでは、協議第4号 農林水産関係事業の取扱いにつきまして、ご説明をいたしたいと思ひます。まず調整方針案を読み上げさせていただきます。

1、農林関係事業の補助金、貸付金については、函館市の事業に統一する。

2、水産関係事業の取扱い。

(1) 函館市独自の漁業用機械等購入資金貸付金、漁業共済加入促進補助金については、函館市の事業を適用し、5市町村がそれぞれ実施している沿岸漁業構造改善対策事業補助金、漁業近代化資金利子補給事業、漁業後継者育成対策については、統合・再編などを行い、水産業の振興発展に努めるものとする。

(2) その他5市町村が従来からの経緯や地域特性を踏まえ実施している事業については、現行のとおりとする。としてございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

まず1番目、農林関係事業でございます。調整の具体的な内容につきまして、読み上げさせていただきます。

農林関係の各種事業については、以下の区分により調整する。

(1) 5市町村同一の事業。

(2) 函館市独自の事業で、函館市の事業を適用するもの。

(3) 事業内容が異なるものなどで、函館市の事業に統一するもの。

(4) 町独自の事業で、見直しにより廃止するもの。

という大きくは四つの区分に分けてございます。

まず、(1)の5市町村が同一の事業ということで、ここにつきましては森林作業員長期就労促進事業費補助金がございます。こちらは5市町村ともに同じ制度でございます。

(2)の函館市独自の事業で、函館市の事業を適用するものということで、市民菜園運営費補助金から農業用機械等購入資金貸付金まで、こちらは七つの分類、補助金がございます。こちらにつきましては函館市の事業を適用するというので、4町村につきましては農業のウエートはほとんどないというに等しいくらいなんですけど、一応函館市の制度を適用することで拡大がなされていく部分でございます。

(3)事業内容が異なるものなどで、函館市の事業に統一するものということで、こちらにつきましては造林事業整備促進補助金、現在函館市、恵山町、南茅部町でそれぞれこの制度を有してございます。

それから、(4)町独自の事業で、見直しにより廃止するものということで、一つは現在戸井町で実施してございます函館地区森林組合助成金、それから林業研究グループ活動補助金、こちらにつきましては南茅部町におきまして現在実施をしているものでございます。

それから、次ページをお開き願いたいと思います。

次ページにつきましては水産関係事業でございます。こちらにつきましても調整の具体的な内容につきまして、読み上げさせていただきます。

水産関係の各種事業については、以下の区分により調整する。

(1) 函館市独自の事業で、函館市の事業を適用するもの。

(2) 事業内容が異なるものなどで、現行の事業を継続するもの。

(3) 事業内容が異なるもので、統合・再編するもの。

ということで、2番目の四角の枠をご覧いただきたいと思います。

まず、主な水産関連事業、3区分になってございますが、その一つ目(1)でございます。市独自の事業で、函館市の事業を適用するものということで、こちらにつきましては、漁業用機械等購入資金貸付金、それから2番目に漁業共済加入促進補助金、3番目に漁業振興基礎研究事業ということで、三つの事業を実施してございますが、こちらにつきましては4町村に拡大をしていくという形でございます。

後ほどまた資料でご説明をさせていただきます。

それから、(2) 事業内容が異なるものなどで、現行の事業を継続するものということで、水難救難所補助金から漁場調査等まで、六つの補助金、事業等がございます。

それから、3番目につきましては、事業内容が異なるもので、統合・再編するものということで、こちらにつきましては沿岸漁業構造改善対策事業補助金から漁業後継者育成対策まで、三つのものがございます。

以下、また再度細かい資料によりまして、ご説明をさせていただきたいと思います。まず1ページをお開き願いたいと思います。1ページから3ページまでは農林関係の事業の調整内容一覧で示させていただいております。

(1) につきましては、5市町村同一の事業ということで、函館市から南茅部町に至るまで、制度の概要、同じ形になってございますが、これは合わせていくという形です。

それから、2番目の市の独自の事業で、函館市の事業を適用するものということで、こちらにつきましては市民菜園運営費補助金から2ページの一番下の農業用機械等購入資金貸付金まで、七つのこの補助金の制度がございますが、こちらにつきましては函館市が現在実施をしてございまして、4町村につきましてはこの部分がございませんが、合併後のこの市の事業も新たに適用がなされるということで、ご認識いただければと思います。

3ページをお開き願いたいと思います。3ページにつきましては、事業内容が異なるものなどで、市の事業に統一をするものということで、造林事業整備促進補助金、函館市、恵山町、南茅部町で実施してございますが、こちらにつきましては函館市の制度に統一をするということでございます。

また、(4) の町村独自の事業で、見直しにより廃止するものということで、その一つ目が函館地区森林組合助成金、こちらにつきましては現在戸井町で実施をいたしておりますが、こちらにつきましても合併に伴いまして廃止をしたいということで、ご提案申し上げます。

同じく、林業研究グループ活動補助金、こちらにつきましては南茅部町で現在実施をいたしておりますが、こちらも合併時に同様に廃止をいたしたいということで、ご提案を申し上げているところでございます。

続きまして、4ページをお開き願いたいと思います。こちらは今度は主な水産関係事業

の調整内容一覧ということで、お示しをさせていただいております。

まず、1番目の函館市独自の事業で、函館市の事業を適用するものということで、大きくは3点ございます。まず一番上の漁業用機械等購入資金貸付金ということで、こちらにつきましては貸付対象者として20トン未満の漁船を使用して漁業を営んでいる者、または漁業協同組合ということで、貸付額につきましては限度額の80%以内ということでございます。

また、貸付利率につきましても無利子ということでございまして、こちらにつきましては現在4町村その制度を有してございませんが、ここの部分は改めて4町村にも適用するというので、お示しをさせていただいております。

それから、2番目の漁業共済加入促進補助金、こちらはいわゆる昆布共済と言われているものでございますが、こちらにつきましても補助の対象者が漁業協同組合、補助率につきましても記載のとおり掛金の5%を補助ということで、現在4町村で約1,700戸の対象戸数があるということでございますので、新たにこの部分が適用がなされていくのかなというふうに考えてございます。

それから、3番目の漁業振興基礎研究事業、こちらにつきましては現在北海道大学の水産科学研究科において記載の四つの研究事業、有用性イカ類の基礎研究からガゴメコンブとマコンブの繁殖に関する基礎研究まで、4事業を実施してございますが、この部分につきましても研究成果等がやがて4町村の中でも、実施していく中でプラスとしてあらわれていくのかなというふうに考えてございます。研究開発の部分ですが、新しい研究課題にも対応していけるものというふうに考えてございます。

次に、5ページをお開き願いたいと思います。5ページにつきましては、まず(2)として事業内容が異なるものなどで、現行の事業を継続するものということで、こちらにつきましては一番上の水難救難所補助金から6ページの漁場調査等までの事業補助金を載せさせていただいております。

こちらにつきましても、一番目の水難救難所補助金、現在函館市、戸井町、恵山町、そして南茅部町で実施をしてございます。榎法華村さんにつきましては、直接的な補助はしていないということでございます。

以下、水産系廃棄物リサイクル整備費補助金、こちらにつきましては、現在南茅部町さんでマコンブの根株を肥料化する、そういう事業に対しまして、補助金を出されているということでございます。

それから、3番目の合併漁業協同組合に対する経営基盤強化対策ということで、こちらにつきましても、漁業組合の再編・合併に伴う経営基盤強化のための支援策として、借入金に対します利子補給の制度でございますが、こちらにつきましては現在函館市、戸井町、恵山町で実施をしているという状況でございます。

それから、4番目の漁場整備事業でございます。こちらにつきましては、いずれも5市町村、コンブ囲い礁設置、あるいはウニ礁の設置、あるいはフノリ、天然ノリ等の諸々の

漁場整備の事業を実施をいたしてございます。

それから、6ページをお開き願いたいと思います。6ページにつきましては漁港整備事業ということで、こちらにつきましても函館市、戸井町、恵山町、南茅部町が実施してございます。椴法華村さんにつきましては地方港湾整備事業ということで、漁港の部分ではなくて、港湾整備の中で実施がなされているということで、括弧書きで記載をさせていただいてございます。

それから、最後の漁場調査等につきましても、それぞれ5市町村、漁場の生産力の回復を目的とする事業ということで、ウニの放流効果調査、あるいはコンブ等につきましても、それぞれ実施をいたしてございますので、こちらにつきましても引き続き継続をしていくということで、ご提案を申し上げます。

それから、3番目、事業内容が異なるもので、統合・再編をするものということで、こちらにつきましては三つの補助金事業等を載せさせていただいております。

1点目は沿岸漁業構造改善対策事業補助金ということで、こちらも現在5市町村それぞれこの補助金の制度を有してございます。

さらに、2番目の漁業近代化資金利子補給事業につきましても、同様に5市町村それぞれ実施をいたしてございます。

それから、3番目の漁業後継者育成対策、こちらにつきましては漁業後継者の育成や新規就業者に対する支援等の各種事業ということで、函館市から南茅部町に至るまで、それぞれ実施をいたしているところでございます。

以上でございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま、協議の第4号、協議項目第28号 農林水産関係事業をお諮りしました。

これも資料がたくさんありますし、なおかつ専門的な分野も結構あります。しかしどうぞご質問・ご意見いただきたいと思います。

どなたかございませんか。何でも結構ですよ。

樋口委員、よろしいですか、はい、どうぞ。

樋口委員 水産関係につきましてはすばらしい制度だなと思っています。

ところで、市独自の機械等の無料貸付というのがあるのですが、これは水産関係の地域にとってはよい制度だなと、私個人的には思うのですが、実際問題として、この制度をどういうふうに運用していくのか、その辺をちょっとお伺いしたいなと思っていました。ちょっと教えていただきたいなと思いました。

井上会長 それ一つですか。いいですか、一つで。

はい、それでは事務局。市の農林水産部長来てますから、お答えをいたします。

はい、どうぞ。

三佐川農林水産部長 市の農林水産部長の三佐川でございます。

今、漁業機械の方のご質問、どのような内容かという、それと運用面ということで

ございます。現在市の方は機械の購入価格に対して、自己資金が2割必要になりますけれども8割を貸し付け、これは無利子でございます。100万円を超えるものについては償還が7年、100万以下のものは5年ということで貸し付けをしまして、組合に貸すということではなくて個人貸しという、組合にも貸しますけれども、組合なり漁業者に貸すということで、申請は組合経由で出てきます。

現在は各漁協に今までの実績を含めて、予算の規模もございまして、一定程度枠配分といえますか目安をお願いをしながら、予算枠の中で調整をしていくというやり方で整理をしてきてございます。

貸付金額は限度額を当然設けながら、青天井ではないというか、無制限に貸すということではなくて、一定程度部会でも限度額がどのぐらいがいいのか、これは部会の中で今後詰めていきますし、対象機械についてもどういう機械を対象とするかということも含めて、今後は明確にしていきたいと。その中で最大限漁業者の皆さんの便宜を図っていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

井上会長 はい、樋口委員。

樋口委員 運用方法はわかりました。

そこで、組合をある程度通してということですが、その対象になる方がいらっしゃると思うのですが、各組合にしても、貸し付けする場合にはランクづけして行っていると思うのです。そういう意味でいきまして、その対象となる方が確実に返還できるかどうか、その辺を制度的にどのように審査していくのかということと、もう一つは近代化資金の利子補給ですね。それと絡んだ場合において、近代化資金について組合を通して組合で行って、それに対して我が町においても利子補給をしているのですが、そうなった場合に市の方の無利子というのはすごく有利だなと感じるのですが、そういう意味で財政的にいろいろ考えた場合に、実際問題として確かに地域全体を考えて、水産関係においてはすばらしい制度ですが、全体として近代化資金との絡みの中でどういうふうな考えを持っているのか、再度お伺いいたします。

井上会長 はい、農林水産部長。

三佐川農林水産部長 それでは、私の方からお答えします。

返済能力の関係、一応先ほど申し上げるのを落としまして申し訳なかったのですが、現在の条例上は連帯保証人を1名、もしくは漁業協同組合の推薦をつけてくださいということで、先ほど申し上げましたとおり、漁協経由で書類が整理されてきますので、その際漁協として申請者の資産状況なり、貸し付け状況なり、返済能力も含めて、一定程度チェックがかけられるという状況があるということで、その中で返済能力がチェックをされるといふふうに理解をしております。

それと、近代化と漁業機械の仕分けといえますか、これはそもそも漁業機械は近代化資金の補完的な意味合いの資金制度ということでございまして、基本的には近代化で資金の

方はかなり船の建造だとか金額的にも何千万を超えるという形になりますから、そういう部分については近代化を使って、漁業機械についてはそれよりも少ない金額といいますか、20トン未満の沿岸漁業を主体としている漁業者に対して、漁業機械を適用していくということで、一定程度そういうような形で住み分けをしたいと思いますか、仕分けをしてきたという状況で、この辺も含めて今部会の中で詰めていって、借りやすい資金制度といいますか、そういう意味では効果の上がる制度としてつくっていききたいというふうに思っています。

以上でございます。

井上会長 よろしいですか。

はい、樋口委員。

樋口委員 この議案に対しては、この制度、各町村のこれからのいろんな実態を調べて、進めていくと思うのですが、先ほどの説明では、この制度そのものというか、内容そのものを継続という感じで進めていくという考えですね。この議案そのものも継続という感じで行っていただきたいなと思っています。

以上です。

井上会長 この議案を継続にしてほしいということですか。今のやりとりで理解できないという意味ですか。

私からもちょっと補足しますが、制度はまずありますよと。毎年予算編成のときに今年度分何千万にするかということになりますから、当然合併すれば4町村のご希望の分も今までの函館の分にプラスをして予算措置をしていくということになります。

しかし、それが必ずしも無制限に希望どおり全部いくということにはなりません、それは極力ご要望に沿うような予算を組んでいくということになると思っていますから、そういうことでご理解をいただけるとすれば、継続でよろしいですか、やっぱり。

樋口委員、よろしいですか。いや、継続でもいいんですけども。

はい、杉林委員。

杉林委員 今の関連で1点お聞きしたいのですけれども、今出ていたいわゆる機械等の設備の貸付金と、それから従来我々が借入れをしていた政府資金の近代化資金と。このそれぞれのメニューがはっきりしないと、こっちの機械あるいは漁業関係のものを準備するときは従来どおり近代化ですよ。この部分は今度市の方の制度でいわゆる無利子の資金が使えますよと。そこら辺がはっきり出てこない、当然それに必要な需要額も出てこないだろうし、我々が地域に帰って、いや、今度函館市と一緒にしたときには、こういう函館市にいい制度があるよと。この制度の中ではこれこれの機械の整備が無利子で可能になりますよと。ついてはその貸し付けの要綱なり、支払いなりという条件的なことはこうですよということを示すことがやっぱり重要だなと思っているのです。

それで、今樋口委員が聞いたような中身、あるいはその運用方法はどうかと、それを今聞きましたところ、水産部の方では、今後それらのことについては詰めていくと

いうことですので、できればそれらがもうちょっと早目に明らかになってほしいなと、そのように思います。

井上会長 私から言った方がいいのかもしれないけれど、ちょっと違うんですよね。これは6ページの下から二つ目に近代化補給事業とありますね、これはこれで残すのですよ。残してなおかつ利子補給の率を高くすると、これが一つね。

それから、今まで4町村でやっておられないこの機械貸付金を新たに設けるから、ですから事業者がどちらかを選択するかということになると思いますが、要は機械貸付は新たな函館市の制度が付加されますよということですから、あとは要望に沿って市が予算を組むと、こういうことになるわけですよ。

杉林委員。

杉林委員 大変すばらしい制度だなと、このように理解はしているのです。今ある函館の制度はすばらしい制度であるし、十分それを活用したいなと。

ついては、その中身として、従来の我々が使っていた近代化とどちらも選べるといったら、黙っていてもこっち選びますね。そうではないような部長の説明でしたので、そこら辺を線引きするような説明でしたので、できればその線引き項目が例えば同じ漁船つくる、機械乾燥をする、当然どちらでもいいのかな。いいというよりも近代化で従来やっていますよね。ただ機械乾燥については今度は函館市のこの制度の中でできるということになるんですよ。いわゆるそういうメニューがはっきりとしてもらった方がわかりやすいなと。

井上会長 私からお答えしますが、それはケース・バイ・ケースでその漁業者の方、あるいは組合が選択をする場合に出てくると思うのですよ。だからまずこの制度が適用されますと。実際運用をどうするかというのは、またこの実施の段階の話になりますから、今の段階でこの制度が合併することによって適用されるんだというご理解に立っていただかなければ。

杉林委員 わかるんですよ。わかるんですけども、心配といいますか、予想されるのはいわゆるその需要額、資金的には青天井ではないですよという説明の中で考えますと、うちから出ていく金額がもしかすると億単位になったときにも、これは市としては制度的に可能ですよというところまで話が及ぶのであれば、心配もないのですけれどね。

井上会長 これはうちも1,000万円、2,000万円と毎年増やしてきて、今6,000万円くらいかな。予算をこれ増やしてきているの。だからニーズによって予算を増やしていくということは当然あるわけだから、農水部長が言ったように枠があるとか何とかと押さえつけるのではない。しかし最終的に青天井だということもなかなか言い切れないうんだと。だから近代化を使うか、こっちを使うかは事業者のニーズにご相談をしながらやっていく。

しかし、合併することによって、この制度が新たにできるんだと、こういうご理解を欲しいのですね。よろしいですか。

杉林委員 はい。

井上会長 それでは、斉藤委員、どうぞ。関連ですか。全く違うのですか。はい、どうぞ。

斉藤明男委員 水産関係の事業のことなんですけれども、市の方では国際水産海洋都市構想というのが大分進んでいるようでございまして、推進協議会などもできているようでございますけれども、水産関係の事業で学術研究に関する項目といえは4ページの漁業振興基礎研究事業というのですか、せいぜいこのくらいかなとは思うのですけれども、まだこの推進協議会の方がまだはつきり姿が見えてこないのだろうと思うのですけれども、その中で将来的にはその海洋都市構想とこの水産関係事業の連携というか、どういうふうに進んでいくのかなと、その辺をお聞きしたいと思います。

井上会長 長野先生おりますから、ちょっと長野先生、では。

長野委員 私の方で国際水産海洋都市構想をちょっと勉強をしているもので、参考になればということでお答えしたいと思います。

今の段階では函館国際水産海洋都市構想ということで、函館市で中心にやっていますけれども、構想自体は函館圏ということで、広くこういう効果が観光にしても、研究にしても、試験研究機関にしても、函館市内だけに限ったという話ではございません。広くとらえていろいろ構想を考えているというところです。

まだこの合併の構想と函館国際水産海洋都市構想を両方あわせて具体的に考えてはいませんけれども、この合併というのは当然国際水産海洋都市構想の中に組み込まれていかないと合併の効果が出てこないし、水産海洋都市構想の方もさらなる発展というか、いい構想にはならないというふうに思っています。

このどちらも両方並行して作業は進むわけですが、国際水産海洋都市構想についてもこの合併をにらんでどういうメリットを出していくかというのはこれから勉強というか、協議会の各部会の方でまちづくり部会、それから産学連携部会、いろいろありますので、そちらの方でやっていきたいというふうに思っております。

井上会長 はい、斉藤委員。

斉藤明男委員 そうしますと、今はこういう状況ですが、将来的にはまだそういうメニューが追加されると。海洋都市構想と並行して若干今のメニューも希望あるものにつくられていくと、こういうような認識でよろしいですね。

それから、今の建設計画を見ますと、海をキーワードというか、そういう状況になっているのですけれども、それでは4カ町村、海を主体としているわけなんですけれども、その辺で果たして将来的にどういうメニューが予想されるのかなと、こういうようなことを思っているのですけれども、その辺とそれから推進協議会のメンバーを見ますと、たしか檜山の漁協で1人、それから渡島の漁協のどこから1人というような構成になっていると思うのですけれども、この4カ町村から漁業団体の関係者が何人か海洋都市構想のメンバーの中に入ることができるのかどうか、その辺もあわせてお願いします。

井上会長 私からお答えしますが、まずこのメニュー、これは10カ年の建設計画とい

うのを今事務局がやっておりますから、それをいずれこの法定協にお諮りをして、皆さんにお示しますから、その中でハード、ソフト両面で見えてくるというふうにご理解をいただきたいと思います。

それから、二つ目、推進協議会、これは合併前の組織づくりをやりましたから、当然合併すれば4地区から代表を1人ずつということになるか、その辺は別にしても、4町村からも代表の方を新たに加わっていただくということは当然のことというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

その他ありますか。

それでは、特にありませんか。

はい、どうぞ、飯田副会長。

飯田副会長 私も先日の勉強会にちょっと見落としとして申しわけないのですが、漁港の整備事業、今回はこれ水産関係事業の調整内容ということになっていますよね。ここに記載されているのは国の制度に基づいて、それぞれ今後行われる事業が全部これに載っておりますよね。これは調整するとかしないということではなくて、もうこの漁港のこの部分については国の補助金は何%だよ、今度道は何%だよ、地元は何%だよ。地元の持つものについては起債まで全部用意されている仕組みになっているものばかりですよ、これ。

そうなったときに、ここへそういう項目が載ること自体が果たしてどうなのかという疑問が実は出ました。市は漁業協同組合が行う事業に対して幾ら補助金を云々ということであれば、当然ここへ調整事項として出てくるものだと思いますけれども、その辺いかがでしょう。

井上会長 はい、事務局長。

近江事務局長 事務局の方からお答えをさせていただきます。

基本的には組合が絡んだ直接的な事業、それから今町長さんおっしゃいましたような国、あるいは道の絡むようなそういう国費的な事業も含めて、水産の中での大きい流れといたしますか、そういう形の中でお示しをさせていただいたところでございまして、協議の対象としてなじむかどうかという部分では、確かにそういうご指摘はあるかと思いますけれども、私どもいろいろ事業、あるいは補助等の仕組みの中で、水産につきましては特に総体的な見せ方をした方が、皆さんわかりやすいのかなということで、このような盛り込み方をさせていただいたものですので、住民負担など他の分野とは若干水産についてはボリューム的にも多くさせていただいたということも含めてのご提案でございますので、そこら辺のことをご理解いただければなというふうに思っています。

飯田副会長 邪魔になるものでもありませんし、全体では漁港はこういう方向でいくんだということも非常に大事なことから、そういう意味であればわかりました。

井上会長 そういうご理解をひとついただきたいと思います。

他にございませんね。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 ご発言ないようですので、協議の第4号、協議項目28号 農林水産関係事業の取扱いは原案のとおり決定をさせていただきます。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございました。

それでは、次に協議の第5号、協議項目30号でございますが、建設関係事業の取扱いをお諮りをいたします。

はい、事務局、どうぞ。

近江事務局長 それでは、協議第5号 建設関係事業の取扱いについて、ご説明をいたします。調整方針案を読み上げさせていただきます。

1、都市計画区域については、現行のとおりとする。

2、市町村営住宅使用料については、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から5過年度で段階的に調整し統一する。

3、町道・村道については、函館市に引き継ぐものとし、除雪の出動基準、私道の簡易舗装基準については函館市の制度に統一をする。としてございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

まず、1番目の都市計画区域でございます。こちらにつきましては現行のとおりとするということで、都市計画の区域につきましては、函館市は指定月日から面積等を含めまして記載のとおりでございます。4町村につきましては現在都市計画区域指定がございませんので、そういう記載をさせていただいておりません。こちらにつきましては現行のとおりとするということで、ご理解いただきたいと思います。

それから、次ページをお開き願いたいと思います。

市町村営住宅使用料でございます。こちらにつきましても具体的な内容につきましては先ほど読み上げたとおりでございます。まず(1)の市町村営の住宅の現状でございます。函館市、戸井町以下、団地あるいは棟の数、そして管理戸数ということで、それぞれ記載をしております。

次に、市町村営の住宅使用料の算定根拠ということで、2番目に示させていただいておりますが、まず家賃の算定の方法でございますが、家賃算定基準額に市町村立地係数を掛けます。さらに規模係数、そして構造・経年係数、そして最後に利便係数ということで、家賃の使用料の算定がなされてまいります。この2番目に市町村立地係数という建設省告示という括弧書きがございますが、こちらの表をちょっとご覧いただきたいと思います。函館市が0.85、それから戸井町以下につきましては0.7ということで、こちらにつきましましては一つの自治体になることによりまして、この立地係数というのは一つしか認められないということで、函館市の0.85が使われる形になります。

そうなりますと、当然現在町村が使っている0.7から比べますと0.15この立地係数が高くなるということで、結果としてこの部分が家賃に影響が出てくるということでございます。

まず、この立地係数につきましては、先ほど言いましたけれども、市町村の部分と市の部分で大きな違いがございます。これを調整する部分として、一番下に利便係数というのがございますが、こちらにつきましては1から0.7の範囲の中で、市町村が規定をできるということになってございまして、この立地係数に係る差の部分を利用係数の中で調整をしていくという、そういう方針でこの住宅の使用料の計算を進めてございまして、この0.85に係る部分はこの利便係数の補正の中ではなかなか補い切れないということで、部分的にはこの家賃の上昇が出てくるという、そういう状況になるかと思っております。以上でございます。

それから、3番目の町道・村道、除雪出動基準、それから私道の簡易舗装の関係について、ご説明をいたします。

調整の具体的な内容でございますが、(1)として、町道・村道については、函館市に引き継ぐものとし、認定基準等については、函館市の制度に統一する。

(2)除雪の出動基準については、函館市の制度に統一するものとし、実施にあたっては、住民生活に支障が出ないように配慮する。

(3)私道の簡易舗装基準については、函館市の制度に統一する。としてございます。

まず、市町村道の認定基準でございます。函館市の欄をごらんいただきたいと思います。幅員につきましては6メートル以上、さらに括弧書きとして、特別な場合は4メートル以上とございます。以下戸井町につきましては幅員が3.5メートル以上ということですが、恵山町以下につきましては特にこの基準はございません。

それから、除雪につきまして、出動基準の欄をごらんいただきたいと思います。積雪の量でございますが、函館市、それから椴法華村までにつきましては10センチ、それから南茅部町につきましては8センチということですが、こちらにつきましても函館市の10センチに合わせたいということで、ご提案を申し上げます。

さらに、私道の簡易舗装につきましても、函館市は要綱に基づき実施をいたしてございます。この簡易舗装の基準ということで、さらに下に、公道から公道に連絡し、かつ、交通量の多い幹線的な私道、あるいは公道または公共的施設に連絡する私道ということで、この要綱を定めてございますが、戸井町以下4町村につきましては、特にこの私道の簡易舗装につきましては制度がないということで、こちらにつきましても函館市の制度に統一をしたいということで、ご提案を申し上げているところでございます。

以上でございますので、よろしくご協議をいただきたいと思います。

井上会長 ただいま、協議項目、今日の第5号ですが、通算で第30号をお諮り、説明いたしました。ここで15分くらい休憩したいと思います。3時45分まで休憩をさせていただきます。

(休 憩)

井上会長 それでは、休憩を解きまして、再開をいたします。

協議項目の建設関係事業でございます。

何かご質問、ご意見ございましたらどうぞ。

はい、樋口委員。

樋口委員 二つほどあります。

一つは、市町村住宅の問題であります。制度的には町村立地係数で函館も0.85になることによって4町村の公営住宅が高くなっていくということですが、それで逆に聞きたいのですが、基本的にはこの係数は建設省のものであって、出されたもので変えることはできないと思うのです。

そこで、先ほどの説明聞きますと、立地係数を若干いじりたいという話ですが、それでも結果的には上がっていかざるを得ないと思うのです。そうなった場合に、確かに函館と合併になった場合においては、市になった場合には0.85の基準で考えることになるのですが、合併したからといって、市にはなるけれども町村のそのものは距離感も含めて変わらないと思うのです。そういう面において、使用料の値上げということは、地域にとっては大きな問題になってくるのではないかと思うのです。地域に対する特例という方法というのは何かないのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

もう一つは、町村道の市道に対する認定の問題です。

従来あるものについては、町村道はそのまま市道になっていくと思うのですが、これから新たに認定するときの問題がありますが、とりわけ戸井町は幅員が3.5以上ということになっております。ほかの町村は特に基準がなしということになっております。なぜ特に基準がないということは、地域の状況を考えて場合に、函館市みたいに6メートルだけ取れるような状況がないと。そういう面で行きまして、函館に一括ということで6メートル以上、または特別4メートル以上の幅員を持たなければ市道として認められないというふうになった場合においては、町村にとっては大変な問題になると思うのです。そういう面で行きまして、それに対する最低でも戸井町の基準あたりというのは考えていないのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

以上です。

井上会長 はい、それでは事務局。

近江事務局長 それでは、樋口委員からのご質問につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の市町村営住宅使用料に関わっての部分でございます。先ほどご説明いたしました立地係数、市の係数を使うと当然計算しただけで家賃上がるという形が出てくると思います。この利便係数で調整をしてもなかなか据え置くという形の数字は出てこないということで、こちらにつきましては現在、建設部会の中で家賃上がるということの状況に対して、今どういう手法がとれるのか。例えば減免措置がいいのか、家賃据え置き措置がいいのかを含めて検討をさせていただいておりますので、もう少し時間をいただければなというふうに思っております。

それから、市道の認定にかかわってのお尋ねでございます。市は6メートル以上あるい

は4.5メートル、戸井町さんにつきましては3.5メートルという基準でございます。こちらにつきましても建設部会の中で、やはり町村の道路につきましては幅員がなくても実際に町村道的な使われ方で除雪なんかもされているということのお話も伺っておりますので、特にこの基準では示してございませんが、最終的には市長が特に認めるものという中で公道から公道へつながる道路、あるいはその使用状況等を見ながら、こちらの部分についても市道として認定できるものは、していきたいという部分の要素は土木部会、建設部会の中でも話をしておりますので、そういう対象の道路があれば、よく現況を見ながら検討をしていきたいというふうに考えてございますので、幅員だけでもうばっさりだめだというそういう状況にはならないということで、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

井上会長 はい、樋口委員。

樋口委員 わかりました。説明はわかりましたので、部会の方で再度検討していただきたいと思っております。

では、そういう意味でいきまして、この議案については継続していただきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

井上会長 事務局にお聞きしますが、次回以降、具体的な数字が出るの、調整結果は。

近江事務局長 現在、今ちょうど調整のための事業をスタートしたばかりでございますので、なるべく次回をめぐりに調整図っていきたいというふうに考えてございますので、よろしく申し上げます。

井上会長 樋口委員、それでご理解いただきたいと思います。

ほかにございませんか、ご質問、ご意見。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 特にないようですので、原案を一応は了としながらも次回以降この住宅使用料関係、またお諮りしますから、これは継続で扱わせていただきたいと思いますのですが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 特にご異議ないようですので、協議第5号 協議項目第30号は継続で扱わせていただきたいと思います。

以上が、今日の協議事項でございますが、次は、前回までに継続協議扱いになっておりますのが幾つかございますので、順次協議をさせていただきたいと思っております。資料はございませんが、前回協議の第6号で協議をいただきました町字名の取扱いについて、これを事務局から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

はい、事務局。

近江事務局長 それでは、協議の第6号 町字名の取扱いにつきまして、ご説明を申し上げたいと思っております。

この件につきましては、前回の協議会におきましてもご説明を申し上げました。現在5

市町村で協議をして一つの案として取りまとめをし、ご提案をしたいということでお話をさせていただいておりますが、この5市町村での協議、まだ継続をしてございます。

また、年末から1月にかけて新たに2町村で住民説明会も予定をされているということもございますことから、この町字名につきましては、次回以降でご提案をさせていただきたいというふうに考えてございますので、よろしくご理解願えればと思っております。

以上でございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま説明ありましたように、この町字名の取扱いは、なお時間をいただいて次回以降ご提案をしたいということで、ご了承いただきたいと思えます。

続きまして、協議事項のこれも資料ありませんが第7号 慣行の取扱いについて。これを事務局から説明をいたさせます。

はい、どうぞ。

近江事務局長 それでは、協議第7号 慣行の取扱いにつきまして、ご説明を申し上げます。

まず、市の鳥につきましては、新しいまちにふさわしいものを検討する必要があるのではないかというご意見がございました。また、例としてカモメにしてはどうかというご意見もあったところでございます。

こうした中、現在、市の担当部局におきまして、カモメを一つの案として関係団体等とお話をしてみたいというふうに考えてございますので、本日委員の方でほかにまたご意見ございましたら、そのご意見等も踏まえた中で、市の担当部局の方で検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

また、消防の出初め式、それから成人式につきましても先般の協議会の中で継続協議となっておりましたが、こちらにつきましてはそれぞれの部会の中で協議をいたしました結果、合併後一つの町としての一体感の醸成のためにも、やはり統一した方が望ましいということで、基本的には函館市の行事に統一をいたしまして、各地域で行われてきた内容を参考にした行事にするということで、当初のご提案のとおり函館市の制度として統一をすることで再度5市町村で確認をされましたので、これにつきましては当初の協議方針案でございます、市の制度に統一をするということで、お願いできればということでございます。

以上でございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま説明のありました慣行、習慣ですね。習慣の取扱いでございますが、今説明ありましたようにカモメというご意見もあったわけですが、その鳥以外は前にご説明をした原案のとおり決定をさせていただいて、それから鳥についても一応現在の函館市の鳥で決めさせていただくと。合併後になるかもしれませんが、カモメも含めて検討する。この法定協議会で市の鳥を変えるということは、なかなかなじまないのではないかとこのように

思いますので、慣行全体について、これは第7号ですけれども、原案のとおり決定をさせていただきたいと、こういうことでございます。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

次は、協議事項の第8号 福祉事業の取扱いについてをお諮りをいたします。事務局から説明をお願いいたします。

はい、どうぞ。

近江事務局長 それでは、協議第8号 福祉事業の取扱いについて、事務局からご説明をいたします。

前回の協議会におきましては、福祉事業の中で腎臓機能障害者通院交通費助成についてのご協議がございました。こちらにつきましては、合併後の制度の存続にかかわって皆様からご意見をいただきまして、その内容を受けまして5市町村で協議をいたしました結果について、ご報告いたします。

当初のご提案では見直しにより廃止をすることとしてございましたが、現在この制度の対象となっている方がおりますことから、合併時にこの制度の対象となっている方につきましては経過措置として、この制度を継続していくということで、部会それから4町村含めた中での確認がなされてございますので、一応この制度につきましては廃止から現在対象となっている方について経過措置として、この制度を継続していきたいということでご提案を申し上げたいと思いますので、よろしくご協議願いたいと思います。

以上でございます。

井上会長 前回お諮りをしておりますペンディングになっていたのが腎臓機能障害の方の交通費助成。今説明のあったように、受けられている方については合併後も続けるということに整理をいたしましたので、それ以外の項目はすべて了解をいただいておりますから、今の腎臓病患者さんの扱いがそういうことであるということで、福祉事業全体についてご提案したとおり決めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 特にご異議がないようですので、議案の協議第8号 福祉事業につきましては決定をさせていただきたいと思います。

続きまして、協議第9号 国民健康保険事業の取扱いについて。これを再度お諮りをいたします。

はい、事務局どうぞ。

近江事務局長 それでは、協議第9号 国民健康保険事業の取扱いについて、ご説明をいたします。

前回の協議会におきましてご説明いたしましたが、この件につきましては南茅部町さんの住民説明会を終えてから確認をしたいということでの申し出がございました。この住民説明会につきましては、11月30日をもって終了をしたということで聞いてございます

ので、本日改めてこの部分につきまして、ご確認をお願いできればというふうに存じております。一応原案のとおりご決定をいただきたいということで、ご報告を申し上げたいと思います。

以上でございます。

井上会長 それでは、飯田副会長さん、どうぞ。

飯田副会長 あの後、皆さんとご協議した後に地域回り8カ所行いました。出席率は決して多くはなかったのですが、制度の内容と今後の方向も含めて説明をし、了解をいただいていたいました。

以上です。

井上会長 はい、ありがとうございます。

以上のようなことでございまして、第9号の国民健康保険事業につきましては、前回お示ししたと思いますけれども、原案のとおり決定をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございます。

それでは、協議第9号 国民健康保険事業の取扱いについて原案のとおり決定をさせていただきます。

次は、協議第10号 水道事業の取扱いについて。これも継続協議事項でございますが、事務局から説明をお願いいたします。

はい、どうぞ。

近江事務局長 それでは、協議第10号 水道事業の取扱いにつきまして、事務局から説明をさせていただきます。

この水道事業につきましては、前回の協議会におきまして4町村の簡易水道事業につきまして合併後、現在の簡易水道事業のまま整備していくのか、また函館市の水道事業と統一をして整備していくのか、また住民の方の負担についても影響してきますので、それらを明らかにしてほしいということのご意見がございました。皆様のお手元に水道事業の取扱いについてということで、資料を配付をいたしてございますので、そちらに基づいてご説明をさせていただきたいと思います。1ページをお開き願いたいと思います。

まず1ページ目は、5市町村の現在の水道事業の状況について記載をさせていただいております。(1)の経営状況。大きくは水道事業、それから簡易水道事業ということで二つに分けてございますが、まず水道事業でございます。一般の需要に応じて水道により水を供給する事業をいうということでございます。

簡易水道につきましては、この水道事業のうち特に給水人口が5,000人以下である小規模の水道事業のものをいうということになってございまして、施設が簡易であるという意味ではなくて、一般的に事業認可はその地区ごとに受けているということで、給水人口によりましてこの水道事業、簡易水道事業という、そういう区分の仕方をしているとい

うことでございます。

ちなみに函館市から戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町ということで水道事業名記載させていただいておりますが、函館市は水道事業でございます。戸井町以下につきましては、すべて簡易水道事業ということで、戸井町は戸井町簡易水道事業、恵山町につきましては日浦簡易水道事業と東部簡易水道事業と、二つのこの地区ごとの簡易水道事業がございます。

椴法華村につきましては、一つの簡易水道事業でございます。

また、南茅部町につきましては、五つの地区にそれぞれ簡易水道事業を設けてございます。古部簡易水道事業、木直、尾札部、臼尻、大船ということで五つの簡易水道事業でございます。

ちなみにこの5市町村の水道事業すべて水道法の適用を受けまして、水道法で規定をされております施設基準あるいは水質の基準に基づきまして、これをクリアした中で経営をされているということでございます。

それから(2)の水道の普及の状況でございます。函館市以下、それぞれ99%台あるいは98%台ということで、おおむね99%以上に達しているというふうに、この普及率はなっております。

2ページをお開き願いたいと思います。2ページは給水及び主要施設の状況ということでございます。

まず、現在の5市町村の給水状況でございますが、こちらにつきましては給水制限を実施することなく、安定的に住民へ水道水を供給しているという状況でございます。

また、二つ目として水道水の水質。こちらにつきましても水道法で規定をされた水質基準値の範囲内で現在まで推移をしているという、そういう状況でございます。

それから、三つ目として今後の4町村の水道事業。こちらにつきましては将来の安定、安全供給を確保するために、これも既得の水利権の増量が必要になってまいります。

また、主要施設につきましては、函館市内の浄水場につきましては大正時代に建設された施設が現在も使用されておりますが、今後この施設の更新が見込まれるところでございますが、4町村の浄水場あるいは配水池等の主要施設につきましては比較的新しいということで、耐用年数などから今後20年間以上は現在の施設をそのまま継続して使っていけるという、そういう状況になってございます。

また、真ん中から下の四角の表につきましては、それぞれの水利権の水量あるいは最大の給水量等を水道事業別に記載をいたしてございますので、ご覧いただければと思います。

3ページをお開き願いたいと思います。

今後の水道事業の対応についてということで、まず函館市の水道事業につきましては、三つほど記載させていただいております。老朽化した浄水場や配水池の更新で水道水の安定性、安全性の確保に努めることとしてございます。

また、浄水の水質監視を強化し、水道水の安全性に努めることとしてございます。

さらに配水管の増設、更新を計画的に行いながら、水道水の安定性の確保に努めるとしてございます。

2番目に戸井町の簡易水道事業でございますが、こちらにつきましては水利権の取得、それから水利権取得に伴う水道事業の変更、認可を取得をしたいというふうに、今後の対応として考えてございます。

さらに浄水場の機械、電気、計装設備等を計画的に更新をし、水道水の安定性、安全性の確保に努めたいとしてございます。

恵山町につきましては、日浦簡易水道につきましては、浄水の水質監視を強化をし、水道水の安全性の確保に努めるとともに、将来的には下の方でございます恵山東部簡易水道事業との統合を進める中で、効率的な事業経営に当たりたいというふうに考えてございます。

また、東部簡易水道事業につきましては、合併時をめぐりに水利権の取得をするるとともに、水利権の取得に伴う水道事業の変更・認可を取得をするということとしてございます。そのほか浄水の水質管理の強化、あるいは送水管の整備、さらには配水管の増設や更新を計画的に行いながら、水道水の安定性の確保に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

4ページをお開き願いたいと思います。4ページにつきましては、楸法華村の簡易水道事業でございます。

こちらにつきましても合併時に新たに水利権の取得と、それに伴います水道事業変更認可を取得をするということと、浄水場のポンプ設備の改良、それから配水管の増設・更新およびポンプ設備の更新を計画的に行いながら、水道水の安定性の確保に努めていくこととしてございます。

それから、南茅部町につきましては五つの簡易水道でございますが、まず古部の簡易水道につきましては、浄水の水質管理を強化しながら水道の安全性の確保に努めてまいるといふこととしてございます。

2番目の木直簡易水道事業、こちらにつきましても同じく浄水の水質監視の強化、それから配水管の更新を計画的に行い、安定性の確保に努めていくこととしてございます。

3番目の尾札部簡易水道事業でございますが、こちらにつきましては新たに予備水源を開発をし、水道水の安定性の確保に努めることとしてございます。そのほかに浄水の水質監視の強化、さらには配水管の更新を計画的に行いながら安定性の確保に努めていくこととしてございます。

また、臼尻簡易水道事業につきましても浄水の水質監視の強化や配水管の増設・更新等を計画的に行いながら、安定性の確保に努めていくこととしてございます。

それから、5番目の大船簡易水道事業でございますが、こちらにつきましては新たに合併時に水利権の取得と、それに伴います事業変更認可等を取得をいたします。そのほかにろ過池、配水池の増設、さらには浄水の水質管理の強化、そして配水管の増設や更新を計

画的に行いながら、水道水の安定性の確保に努めていくこととさせていただきます。

その他として、これは5市町村全体の部分ですが、漏水調査あるいは防止を継続的に実施をしながら、水道事業の有効利用に努めていくこととさせていただきます。

以上のことから、5市町村で協議いたしました結果、合併後の4町村の簡易水道事業につきましては、水質面あるいは主要施設の耐用年数等などから総合的に判断をいたしまして、4町村につきましては既存の施設を生かしながら現在の簡易水道事業を継続をしていくということで確認がなされてございますので、こちらにつきましては一応簡易水道を継続していくということで改めてご報告を申し上げます、皆様にご協議いただきたいと思います。

以上でございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ちょっと違っているんだよな。この前の議論は、料金を函館に合わせていって、簡易水道の方で将来整備の状況が出てきたときに住民負担が増えないかという、こういうご意見が出て、それを調整したということですから、ちょっとそれ言っていたかかないと、はい、どうぞ事務局。

近江事務局長 簡易水道事業を継続していく中では、特に私ども現時点では、住民負担を伴うという形では考えてございません。将来いろいろな整備あるいは浄水の可能性が出てくれば、それは当然事業費等がある程度見込まれますことから料金改定という、そういう状況は出てくるかとは思いますが、現時点での簡易水道の施設を継続をしていくという中では、特に今時点では、この料金の部分は直接影響してこないということで考えてございます。

井上会長 だから、合併後もずっと中期的、長期的なのか、20年くらいは現状のままで行きますよと。だから、料金を原案のとおり下げてもいいのですよということを行っているのですよ。そういうことでしょう。

ということで前回、斉藤賢三委員と岩谷委員からいろいろとご指摘があったと思いますが、よろしゅうございますね。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 それでは皆さん、そういうことで、協議事項の第10号 水道事業の取扱いについては、前回議論をいただきました原案のとおり決定をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございます。

それでは、協議事項の第10号 水道事業の取扱いについては原案のとおり決定をさせていただきます。

次に、協議事項の第11号 5市町村建設計画についてをお諮りをいたします。

はい、事務局どうぞ。

近江事務局長 それでは、協議第11号 5市町村建設計画について、ご説明をいたします。

現在建設計画におきまして、想定する事業の整理を5市町村で行っております。

また、それと並行いたしまして北海道との協議も進めている状況でございます。協議会にご提案するまでには、もう少し時間をいただきたいということで考えてございますので、次回以降で改めてご提案を差し上げたいというふうに考えてございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

井上会長 先ほど斉藤明男委員からもご指摘がありましたが、以上のようなことでございまして、次回以降お示しをするということでございます。皆様方もよろしゅうございますね。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ご了承いただきたいと思っております。

したがって、第11号の建設計画については、なお継続協議という扱いをさせていただきます。

次に、協議事項終わりました。市町村合併に関するアンケート、これを実施いたしましたので、その結果について概要を簡単にご説明を申し上げます。

はい、事務局どうぞ。

近江事務局長 それでは、協議事項を終了いたしました。本日お手元に配付してございます資料に基づきまして、まず市町村合併に関するアンケート調査結果の報告をいたしたいと思います。

そのほかに函館市、戸井町、南茅部町で行われました住民説明会の席上での住民の方からの意見出されてございますので、そちらにつきましてもまとめてございますので、改めてご報告をいたしたいと思います。

そのほかに合併協議会に対しまして、各団体からの提言あるいは申し入れもございまして、そちらにつきましても資料として添付をさせていただきました。

まず、市町村合併に関するアンケート調査につきまして、ご報告をいたしたいと思います。1ページをお開き願いたいと思っております。

このアンケート調査につきましては、11月の初旬に総配布数1万部を配布をいたしまして、提出期限を11月の18日ということで一応2週間程度を見て、その結果、最終的な有効回収数、1ページの一番下の欄にございますが、1万件のうち3,086件が回収になってございます。回収率からいきますと30.9%ということで、約31%の数字になってございます。

次ページをお開き願いたいと思っております。

3ページにつきましては、居住地それから性別、年齢ということで大きく区分してございます。

まず、居住地の部分でございますが、この1万部のうち函館市内が8,000部、4町村で2,000部ということで配布をさせていただいてございますが、回収になった3,086件の比率から申しますと、函館の部分で74.5%でございます。

それから、また男女別につきましては男性が43%、女性は54.1%という、そういう数字になってございます。

また、この回答をいただいた年齢層につきましては、おおむね40代から60代にかけての方が一番多いということで、特に50代、60代がそれぞれ25%台になってございます。

それから、調査結果の中身につきましてご覧いただきたいと思いますが、少し飛びまして8ページをご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、市、町、村、5市町村の現状評価についてということで、これは全体の分としてまとめたものでございます。右側が黒く棒グラフで横に流れている部分が満足度、左の方が不満という形です。満足度の中で一番多いのは、水道の整備状況、それから一番上の自然環境の豊かさ、3番目がごみの収集、処理の状況ということでございます。

逆に不満の部分で申しますと、働きがいのある職場あるいは商工業の振興というものが全体の不満の割合として出てございます。

9ページお開き願いたいと思います。9ページから10ページ、11ページ、12ページ、13ページまでは、現在の同じ設問の中でそれぞれの町ごとの満足度あるいは不満の部分ということで示してございますので、こちらの方をごらんいただければと思います。

それから、14ページをお開き願いたいと思います。

14ページにつきましては、まず合併の協議の認知。現在、合併の協議が進んでいることに対して知っているかどうかということの設問でございますが、こちらにつきましては、よく知っている、多少知っているというこの二つの部分合わせまして87.4%の数字が出てございます。

さらに(2)の合併協議への意向ということで、こちらにつきましては合併に向けての協議を進めていくことについて、どのようにお考えですかという設問でございます。一番上が全体の数をまとめてございますが、積極的に進めていく必要がある。それから、どちらかといえば進めていく必要があるという、ここの二つのパーセンテージが57.1%になってございます。

逆にどちらかといえば進めていく必要はない、それから進めていく必要はないというこの2項目の比率は、二つを合わせまして23%ということで、この倍以上の数が進めるべきというような、そういう数値で出てございます。

その下の方につきましては、それぞれの5市町村ごとの同じ設問に対する比率でございます。函館市の部分で申しますと、積極的に進めていく必要がある、どちらかといえば進める必要があるという部分のパーセンテージにつきましては53.5%でございます。

同じく戸井町につきましては63.2%、恵山町は78.8%、椴法華村は65.2%、南茅部町は65.5%となっております。

次に、15ページをお開き願いたいと思います。

こちらにつきましては、合併で期待する効果あるいは新市の行政運営での留意点等についての設問についての集約でございます。

まず、期待する効果の中では一番上26.1%という比率で出ていますが、こちらは道路、公共施設整備など広域的な視点からのまちづくりを期待している方が多い、あわせて行政事務の効率化による経費の削減、それと観光などの産業振興の広域的な取り組みというもの、あわせて漁業を中心とした水産業の一層の振興ということを求めています。

また、行政運営に係る部分では、一番多かったのはやはり公共料金などの住民負担が増加しないこと、それから公共投資が増大し財政が悪化しないこと、住民の意見が反映されにくくならないこと等が、このアンケートの中で示されてございます。

17ページをお開き願いたいと思います。17ページの将来のまちのイメージについての回答でございます。

こちらにつきましては、一番多いのが安全で快適な生活環境を充実するまちづくり。それから、多様で力強い産業を振興するまちづくりというものが、二つが大体同じ比率で出てございます。

それから18ページ、重点的に取り組むべき施策ということでございますが、この中で一番多かったのは一番上の43.3%に当たりますが、高齢者福祉の推進、さらに保健、医療の推進、そして3番目には水産業の振興、観光の振興、生活環境の整備、充実ということが続いてございます。

以上が、このアンケート調査で、速報値でございますが、この3,086件についての複数回答を含めた分析結果となっております。

それから、もう一ページめくっていただきますと、自由意見ということで、このアンケート調査の中の最終のページに、自由に合併にかかわっての意見を述べてくださいということの、そういう欄も設けてございます。大きくは六つの分類にいたしてございます。総括的なもの、産業振興、さらには生活環境基盤整備、4点目には保健、医療、福祉、5点目は教育、文化、スポーツ、そして6点目には行財政その他ということで、大きいくりの中でそれぞれ意見をいただいております。主なものをピックアップをして載せさせていただいておりますので、よろしくご覧いただければと思います。

以上が、アンケート調査の結果でございます。

さらに、住民説明会での意見等ということで、こちらにつきましては、函館市と戸井町と南茅部町が住民説明会を終えておりまして、こちらにつきましても直接住民の方とのやりとりの中で出てきた部分につきまして、大きなくりとしては総括的なもの、それから財政シミュレーションにかかわるもの、さらには住民参加に関するもの、そして4点目、次ページになりますが事務事業の調整に関するもの、そしてその他ということで、大きく

は5区分に分けた中で、それぞれ住民の方からの意見につきまして記載をさせていただいてございます。

以上が、アンケート調査と住民説明会での意見でございます。

それと、最後に各種団体からの提言、申し入れということで、実は二つの団体から提言、申し入れ等が来てございます。

まず一つは、社団法人函館青年会議所でございます。それからもう一つは、自治体合併を考える5市町村の住民の会ということで、それぞれ提言、申し入れ等の概要につきましてご説明をいたしたいと思っております。

まず、函館青年会議所からの提言についてでございますが、一つ目、アとしては函館市と渡島東部4町村の合併についての提言でございます。5市町村の合併に賛成する。合併実現のためには多少の負担増もやむを得ないものと判断し、合併特例法期限内での速やかな合併を望むということで、提言がなされてございます。

さらに2点目、黒ぼつですが、合併後、人件費をはじめとした行政コストの大幅な削減を行うなど従来以上の行政改革に着手をし、特例法の優遇措置が終了する10年以内に健全な財政体質に向けて取り組まなければならない。また、住民の意見を取り入れて将来のまちづくりを考えるための仕組み等の確立も必要だということでございます。

それから、大きくイの部分にかかわっては、函館圏自治体の理想的な枠組みということの提言がございました。

こちらにつきましては将来の部分ですが、将来にわたって地域が均衡ある発展を続け、住民が安心して暮らしていくために、函館圏9市町村は将来的に合併すべきであると考えており、合併特例法の優遇措置が残る平成17年から10年以内に合併が実現するように、各自治体に取り組むことを望むということでの提言がございました。

それから、もう一つの団体でございます自治体合併を考える5市町村の住民の会からの申し入れでございます。

こちらにつきましては、まず住民意見反映のための合併期限延長の国への申し入れ、それから合併特例法の規定が引き続き適用された場合などを視野に入れ、法定協議会での最終決定時期を最大限延長してもらいたいということが1点でございます。

それから、2点目には合併の是非の判断のための住民投票、あるいは住民参加を高めるための努力、そして情報公開と住民参加に最大限取り組んでほしいということの申し入れがなされてございますので、以上ご報告を申し上げたところでございます。

なお、これらの意見等も踏まえながら今後のこの協議会の中では、十分協議をしていただければなというふうに思っております。

それから、次回の法定協議会の開催案内もあわせてさせていただきたいと思っております。

次回1月になりますけれども、1月は1月27日火曜日になりますけれども、場所はハーバービューホテルで1時半から予定をしておりますので、委員の皆様にはぜひ、この1月の法定協議会、5回目になりますけれども、ご出席をいただければと思います。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま説明をいただきましたが、何か特にご質問ございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 特にないようでございますので、本日の日程を終えさせていただきたいと思
います。

本日は長時間にわたりましてご協議をいただきまして、まことにありがとうございました。

以上をもちまして、第4回函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会を
終了させていただきます。

大変ありがとうございました。

午後4時27分 閉 会

以上、第4回函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会会議録の
内容が正確であることを証明するためにここに署名する。

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会

会 長 井 上 博 司

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会

委 員 田 中 孝 司